

極秘

北東アジア課

対韓経済協力について

36 12 7  
北東アジア課

12月6日午後4時より約1時間アジア局長

室においてアジア局長と経済協力部の間に

本件問題について会議が行われた。

出席者 伊関アジア局長、甲斐経済協力部長、

下部長、沢本経済協力課長、柳谷

栗山、西山、沢本右事務官、

会議における主な討議は次のとおりである。

1. 国会承認の必要性について

韓国に対し長期低利の借款を与える場合

国会の承認が必要か否かについて、経済協力部より次のとおり答言があった。

現在の輸銀の貸付枠の中におさまれない

ものについては、予算面から国会の承認が必

原則論として、

不度には

要であるが、直接借款については、国会の承認

を求め、~~これはできなだけ~~ ~~避けて~~ 組し、  
必要はないとの建前は崩したくない。

請求権の承認と一括して求めるのなら、

差支えないと思う。

よ、これに対し、伊岡局長から、国会の承認を

求めたのは、通常国会中には間に合わな

らうから臨時国会でも開かばければならぬ。

もしそうしなければ、60日ほどの空白がで

しまう。また、請求権と一括して承認を求

めるとすると、経済協力の問題が遅れてしま

うと思う。他方、5年間以内という約束を

して国会の承認を得たいで行なうのは

問題の起るのでは無いかと思うとの発言

があった。

結局、伊閣局長より経済協力部に就し、

国会の承認の問題について大蔵省の意見を求め

再検討していただくことと要望した。

2. 金種、金利、返済期間について

経済協力部より、~~輸銀~~から本件借款を

引き出すことは困難で、結局 ~~海外経済開発~~

~~基金~~を利用しなければならぬ。~~基金~~は

現在 104億あり、来年は100億増加する ~~予定~~  
(見込)

であるとの説明があった。

これに対し、伊関局長は、来年は100億

増し、次年度から200億増すとすべし

~~基金~~から毎年 ~~5000~~ 万円程増やしていく

可能だと思ふ。大體請求権 ~~へ~~ 経済協  
外務省

力の貸付とされ、この貸付を5年以上に拂え

はよいと思ふ。返済期間としては7年程度

あり、10年ないし15年同返済ぐらゐでなければ

は適當でないと思ふ。また、経済協力会に

ついては今後5年間について決めると同時に

その後もその時の状況に依りて考慮する

余地がある、~~これを韓国債~~ <sup>「は喜ぶだす」と</sup> ~~に示した~~ <sup>に示した</sup> 形  
(このよゝな形式にした方が)

へつて、

経済協力部より、直接借款の<sup>を</sup> 低利に

あるためには、借款の具体的内容が、<sup>はつきり</sup>

したければならぬ。先に、<sup>金利算</sup> ~~金額~~ <sup>を</sup> 決めて

後から フォロアップを 始めて行くのでは 資本

財なら 低利でもよいが、消費財では 不可

能であるという ことには、大体の フォロアップ

内容が 決まると、そこで 金利 を 決めておく

と、多少 金利の 異なるものが 加わる程

度ほど 差支えはないと 思うとの 意見が 述べら

れた。

経済協力部 泉山 事務官は、借款と 輸銀と

~~基金~~の 二本立てとする、とも 考えられるかもしれ

ないが、実際は 大蔵省が なるべく ~~基金~~ を 使

わたい方針なので、二本立てとすると 結局 輸銀

はかり) になつてしまふ。まそれがある と述べた

11/2。

3. 702 以外内容について

伊岡局長から 702 以外内容として 発言

施設等も当然 考えられるが、他亦 中小

企業に 助けること、非常に役立つと思ふとの

発言があった。

これに関し 経済協力部より そのよう

な援助を行はう場合、韓国に 中小企業金融

公庫のようなものがあり、この公庫に 日本人専

門家が 行って 指導するということにならば

都合がよいと考えられる。問題は日本側

の中小企業には援助と与える体制がない、

一度海外に進出して失敗すると、内地の

地盤がなくなるとあり、また、中小

企業者の適当な団体もない、結局日本の

大企業が、韓国の中小企業を援助するという

ことになるのではないかとの見解が述べら

れた。

#### 4. コソボ・シリア・アフガニスタン

経済協力部より、韓国に借款と与える

場合、その用途に発言権を確保するにと



が必要であるが、個々の国が注文をつける

及際を招くおそれがある。また、各国の

プロジェクトの間に調整を行なうことが必要で

あり、コンソ-ミアムを採用するにせよ、適当で

あると存する。コンソ-ミアム形式に世銀が

介入することは必要でないが、世銀は

有能な調~~査~~<sup>査</sup>人員を有しており、この参考に

にしてプロジェクトをあらうことは困難である

西独も該形式にはコンソ-ミアムに好意的である

と理解しており、この形式を採用すれば西独

のほか、米、伊、英も知えることができると思う。

更に、日本は DAC において コニソ-EP4 を提案

するようた国が少なく、韓国において コニソ-

EP4 を提案するところが、望ましいとの発言があった。

これに対し、伊園局長より「韓国が関心

を持っているのは 先ず金額であり、これも先に

決める必要があると考え、コニソ-EP4 に

ついては もう少し 韓国と各国間の 双方向的

な話し合いを進んでから 行なえばよいと考えた

いたが、もしすでにその時期に 来ていると

いふなら 話は別であるとの発言があった。

これに対し 経済協力部より 韓国について

コンソリアムを作る場合先ず 50年計画を

あらって 所要金額を主事とになると思うが、世銀

が プロジェクトを調査するだけで1年位

かかるから、コンソリアムを作るでも 直ぐに

借款を実行に移すことを 必要としたらとの

意見が述べられた。